



30 建 災 防 技 発 第 55 号
平 成 30 年 2 月 26 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

第9次粉じん障害防止総合対策の推進について

今般、厚生労働省より、当協会に対して標記について別添のとおり周知依頼がありました。

これまで厚生労働省では8次にわたって、粉じん則の周知徹底及びじん肺法との一体的運用を図るため、粉じん障害防止総合対策を推進し、じん肺新規有所見労働者の発生は、大幅に減少してきました。

しかしながら、平成28年には122人と依然としてじん肺新規有所見労働者は発生している状況です。

このようなことから厚生労働省では第9次粉じん障害防止総合対策を策定し、健康障害の防止への取組をすることとしております。

本通達の主なものとしては、下記のとおりとなりますので詳細は本通達をご確認ください。

特に、別添の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」については、事業者が重点的に講ずべき措置になりますのでご注意ください。

つきましては、貴支部会員事業場及び講師等に対して、本通達の周知を図るようお願いいたします。

なお、本件に関する周知依頼文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。

記

- (1) 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策」
- (2) 「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」
- (3) 「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」
- (4) 「じん肺健康診断の着実な実施」
- (5) 「離職後の健康管理の推進」
- (6) 「その他地域の実情に即した事項」

以上